

広労発基 0824 第 6 号
平成 27 年 8 月 24 日

建設業労働災害防止協会広島県支部長 殿

広島労働局長



「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府が、平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップにおいて「健診受診率の向上」が目標として掲げられたこと等により、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置を改めて徹底するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備月間である 9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な指導を行っているところです。

ついては、当該趣旨を御理解の上、事業場の健康診断と健康診断実施後の事後措置等が適切に行われるよう、事業場に対する周知啓発について、特段の御配慮をお願いいたします。